医療法第119条第１項の指定に係る業務があることを証する書類

（１）業務内容（該当する内容に○をつけること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １号 | ○ | 医師法第16条の２第１項の臨床研修に係る業務 |
| ２号 | ○ | 医師法第16条の11第１項の研修にかかる業務 |

（２）当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由

|  |
| --- |
| （臨床研修プログラム、専門研修プログラムの内容を含め、具体的に記載すること。また、臨床研修医や専攻医の確保等へ与える影響についても記載すること。）臨床研修プログラムで、○○の研修を行うために、時間外・休日労働時間がやむをえず長時間となる。臨床研修医の確保には、影響がないよう、引き続き研修プログラムの魅力を実地研修などで発信すると共に、効率的な研修を実施し、長時間労働が解消できるよう取り組んでいく。　○○科専門研修プログラムで、～の症例を経験するため、時間外・休日においても通常どおり業務を行う必要があるため、やむを得ず長時間となる。過去○年のプログラムの充足率は○％であり、当該プログラム内容で専攻医を募集しても、専攻医の確保へ与える影響はない。 |

問い合わせ先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署・氏名 | 人事部　○○　○○ |
| 連絡先電話番号 | ０５２－１２－３４５６ |
| 連絡先メールアドレス | jinii@jjjj.iii.jp |